

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 神奈川支部規程

(名称)

第1条 本支部は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「本会」という。）神奈川支部（以下「支部」という。）と称する。

(地域)

第2条 支部の地域は神奈川県とする。

(事務所)

第3条 支部の事務所は横浜市に置く。

(事業)

第4条 支部は、本会の定款第3条に規定する目的を達成するため次の事業を行う。

2 本会の事業又は本会が国等から委託を受けた事業、又は支部が再委託を受けた事業。

3 神奈川労働局・労働基準監督署等との連携、協力する事業、並びに地方公共団体及び関係団体との連携、協力、協調する事業。

4 事業場の安全及び衛生の診断並びにこれに基づく指導の実施に関する事業。

5 労働安全衛生コンサルタント業務に必要な教育、指導及び研究並びに研修会等の開催。

6 その他、本会並びに支部の目的達成のために必要な事業。

(会員)

第5条 支部の会員は、次の通りである。

一 正会員

本会の会員であって、支部の地域内に事務所、勤務先又は住所を有する者。

二 準会員

本会の準会員であって、支部の地域内に勤務先又は住所を有する者。

(会員資格の取得及び喪失)

第6条 本会の会員は、本会への入会と共に支部会員となり、退会と共に支部会員の資格を失うものとする。

(入会金及び会費)

第7条 支部の入会金及び支部会費は徴収しない。ただし、支部の事業の運営、部会の運営、事務所の維持、行事、会合等の支部活動に必要な経費に充てるため、事業目的に賛同する会員から必要な部会の入会金及び会費等を徴収することが出来る。

2 前項の金額については、支部運営または部会運営の規程に定める。

(支部総会)

第8条 支部総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

一 幹事会で開催の決議がなされたとき。

二 正会員の5分の1以上から、総会の目的である事項及び招集の理由を記

した書面により、招集の請求が支部長にあったとき。

なお、臨時総会は、一又は二の請求があった日から6週間以内に支部長は開催しなければならない。

- 4 支部総会は、支部長が招集し、支部に関する重要な事項の報告を受け審議する。
- 5 支部総会は支部長が議長となり、委任状を含む正会員の3分の1以上の出席で成立し、議決は、委任状を含む出席正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 支部総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって決議し、又は支部総会に出席する正会員を代理人として議決権の行使を委任することが出来る。
- 7 支部総会の議事について議事録を作成し、支部総会に出席した正会員のうちから議長が指名した者2人が、議事録に署名押印する。
- 8 もし支部総会が成立しなかった場合は、幹事会がその役割を代行する。

(役員設置)

第9条 支部には次の役員を置く事が出来る。

一 幹事 20人以内

幹事のうち、1人を支部長、3人以内を副支部長、5人以内を常任幹事とする。

二 支部監事 2人以内

(役員選任)

第10条 役員は、正会員のうちから支部総会において選任する。

2 役員の候補は、別に定める役員選出規程による。

3 支部長は、幹事の互選により選任し、支部総会の承認を受ける。また、本会の会長の承認を得るものとする。

4 副支部長、常任幹事は支部長が指名し幹事会で承認する。

5 支部長を変更するときは、「支部長変更願い」を本部に提出し会長の委嘱を受ける。

6 支部監事は、幹事を兼ねることはできない。

7 支部長、幹事と支部監事の解職は、総会の議決によらなければならない。

(役員等の職務)

第11条 役員等は、次の業務を遂行する。

一 支部長は、支部を代表して業務を統括する。

二 支部長は、本会会長から委任を受けた事項について対外的な契約行為を行うことが出来る。

三 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故があるとき又は支部長が欠けたときは、幹事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。

四 常任幹事は、担当する支部業務を執行する。

五 幹事は、幹事会の構成員となり支部業務を執行する。

六 支部監事は、役員等の業務執行状況を監査し、事業と財産の状況並びに事業報告及び収支決算について監査し監査報告を行う。なお支部総会、常

任幹事会、幹事会、事業部会、委員会等の支部会議に出席し、意見を述べる事が出来る。

七 事務責任者は、支部長を補佐して業務を処理する。

(役員任期)

第12条 幹事と支部監事の任期は2年とする。ただし、補選された場合の任期は前任者の残存期間とする。

2 幹事と支部監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する支部の定期総会終了の時までとし、再任を妨げない。

3 幹事と支部監事は任期が終了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(支部の相談役、顧問)

第13条 支部長は、支部の相談役、顧問を委嘱する事が出来る。

2 相談役は、支部長の諮問に応じ支部運営について助言するとともに、常任幹事会、幹事会、事業部会、委員会等の支部会議に出席して意見を述べる事が出来る。

3 顧問は、支部長の諮問に応じ支部業務に関する重要事項について助言する。

(報酬)

第14条 常勤の役員に対しては幹事会が定めるところにより報酬を支給することができる。

(幹事会)

第15条 支部に常任幹事会と幹事会を置く。

2 常任幹事会は、支部長、副支部長及び常任幹事をもって構成する。

3 幹事会は、支部長、副支部長、常任幹事及び幹事をもって構成する

4 常任幹事会と幹事会は、支部長が招集し、支部長が議長となり、委任状を含む構成員の過半数をもって成立し、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。また、会議の形式は、必要に応じWeb会議として、電磁的方法による決議をすることができる。

5 常任幹事会の職務は、次のとおりとする。

一 幹事会に提案する議題に関する準備及び審議。

二 支部長からの諮問とそれに対する答申に関すること。

6 常任幹事会の運営は、下記による。

一 支部の業務執行の決定。

二 事務責任者の職務の執行の監督。

三 内規等の制定、変更又は廃止。

四 総会の目的である事項等の決定。

五 幹事会において定めた事項。

7 臨時幹事会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

一 支部長が必要と認めたとき。

二 幹事の過半数の請求があったとき。

三 支部監事2人の請求があったとき。

なお、支部長は、上記一～三号のいずれかの臨時幹事会の請求があったときは、速やかに開催しなければならない。

8 幹事会は、副支部長、常任幹事の在任中の役職退任を議決できるものとする。

(支部内組織)

第16条 支部は、第4条で定める事業を遂行するために事業部会、常設の研修委員会、常設の総務委員会及びその他の委員会等を設ける事が出来る。

2 これらの組織への参加は会員の任意である。

3 事業部会への参加は、第4条の事業目的を達成及び援助することに賛同する会員によるものとする。

4 事業部会に参加する会員は、第7条に定める会費等を負担するものとする。

5 支部の運営に強く関わる組織の設置、改廃は直近の支部総会に報告するものとする。

第17条 事業部会は、別途定める「事業部会運営規程」に基づき活動する。

2 事業部会の長は、支部長が推薦し幹事会の承認を得る。

第18条 研修委員会、総務委員会及びその他の委員会は、別途定める「委員会運営規程」に基づき活動する。

2 委員会の長は、支部長が推薦し、常任幹事会の承認を得る。

(事業年度)

第19条 支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収益及び費用)

第20条 支部の収益は、次の各号に定めるものとし、支部長がこれを管理する。

一 本部からの交付金等。

二 本部からの助成金。

三 第4条の事業による収益。

四 第7条の会員から徴収する入会金及び会費。

五 その他の収入。

2 支部の費用は、支部の収益をもって支弁する。

3 支部の会計は、本会会計の一部として決算される。

4 支部の資産は、本会にて管理される。

(事業計画及び決算)

第21条 支部長は、毎事業年度当初に事業計画及び収支予算を作成し、常任幹事会で審議し、幹事会の承認をえなければならない。

2 支部長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは常任幹事会で審議し、幹事会の承認をえなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

3 幹事会で承認を得た事業計画及び収支予算は直近の支部総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第22条 支部長は、毎事業年度終了後に事業報告並びに決算報告書を作成し、支

部監事の監査を受けたあと、常任幹事会で審議し、幹事会の承認を経て、支部総会に提出しその内容を報告する。

(本会への報告)

第23条 支部長は、毎事業年度終了後速やかに前年度の収益及び費用を本部に報告する。

(事務局)

第24条 支部は、事務局を設け事務責任者を置く。

2 事務責任者を置いた場合または変更した場合は、「支部事務局変更届」により本部に報告する。

3 事務局に関し必要な事項は、常任幹事会の議決を経て支部長が定める。

4 事務局には本部定款、支部規程、支部会員名簿、総会、幹事会及び常任幹事会の議事に関する書類、事業報告及び決算報告を備える。その他の書類、帳簿、及び保管期間は別途定める。

(支部規程の制定)

第25条 支部規程、役員選出規程、事業部会運営規定等は幹事会の議決を経て支部長が定める。

(支部規程の変更)

第26条 支部規程は、幹事会の決議により変更することが出来る。そして直近の支部総会に報告するものとする。

2 支部規程の変更をした場合には、速やかに本会会長へ報告し承認を得るものとする。

附則 (平成4年10月16日)

一 この支部規程は平成4年10月16日より施行する。

二 第12条の規定にかかわらず、設立時の役員の任期は平成5年3月31日までとする。

三 第21条中「4月1日」は、支部設立の年度にあつては、「支部設立の日」と読み替えるものとする。

附則 (平成9年6月6日)

この改正規程は平成9年6月6日より施行する。

附則 (平成11年6月15日)

この改正規程は平成9年6月6日より施行する。

附則 (平成13年6月15日)

この改正規程は平成13年6月15日より施行する。

附則 (平成15年6月13日)

この改正規程は平成15年6月13日より施行する。

附則 (平成22年6月11日)

この改正規程は平成22年6月12日より施行する。

附則 (平成28年6月25日)

この規程は平成28年6月25日より施行する。

附則 (平成30年6月8日)

この規程は、平成30年6月9日より施行する。

ただし、第9条の幹事の定数は平成30年度及び31年度は25人以内とする。

附則（令和2年4月18日）

この規程は、令和2年4月19日より施行する。

以上